

## 平成18年度実施方針（案）

研究開発推進部

## 1. 件名

産業技術実用化開発助成事業

## 2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）  
第15条第1項第3号

## 3. 背景及び目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、産業技術力を強化し、研究開発の重点分野への取り組みを促進し、新市場の開拓を可能とする技術開発成果を実用化して社会に普及することが重要である。

近年、リスクの高い中期的な実用化開発に対する企業独自の研究開発リソースが十分でなく、当該実用化開発への支援が求められている。そのため、利用分野の広がりが大きく、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化技術開発を促進していく必要がある。

また、近年、民間企業、大学や研究機関等において生み出される有望な研究成果を埋もれさせることなく実用化に繋げて行くことが求められている。そのため、技術シーズを有する研究者等が自ら実用化することを目的として設立したスピンオフベンチャー、大学等発ベンチャー等の研究開発型ベンチャーの行う実用化開発についても強く支援していく必要がある。

本助成事業では、科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、優れた提案に対し助成することにより、その実用化を支援することを目的として実施する。

## 4. 事業内容

## 4. 1 事業概要

科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標及び技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであって、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO技術開発機構」という。）が推進している事業と整合性がある事業を対象とし、以下に示す3つのカテゴリーについて実施する。

i) 産業技術実用化開発助成事業（産業技術枠）

科学技術基本計画において示された研究開発の重点分野等に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し、助成金を交付する。但し、自らのリスクにより実用化に向けて短期的に研究開発を行うことができると考えられる資本金300億円以上の企業は対象としない。

ii) 研究開発型ベンチャー技術開発助成事業（研究開発型ベンチャー枠）

研究開発型ベンチャーが保有する技術シーズの実用化を一層促進するため、研究開発型ベンチャーを対象とした民間企業についても、本助成事業の対象とし、研究開発終了後3年以内で実用化可能な優れた提案に対し、助成率の優遇した助成金を交付する。

iii) 次世代戦略技術実用化開発助成事業（次世代戦略技術枠）

民間企業独自の研究開発リソースが十分でない、よりリスクの高い中期の実用化開発を支援するため、具体的な製品化までの事業計画までは定まっていないが、開発成果が広汎な製品・サービスに利用される可能性が大きく、開発される革新的な技術が複数の新たな分野に波及することが期待され、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す戦略的な実用化開発を行う民間企業から広くテーマを公募し、研究開発終了後5年以内で実用化の可能性の高い優れた提案に対し、助成金を交付する。当該実用化開発についても、助成率の優遇を図る。

#### 4. 2 事業方針

##### <助成要件>

##### (1) 助成対象事業者

- ① 日本に登録されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、助成事業終了後、実用化を主体的に実施する事業者。  
ただし、産業技術枠の実用化開発については、資本金300億円未満の事業者に限る。
- ② 研究開発型ベンチャー枠については、上記①の条件に加え、申請時において設立10年以内である中小企業。

##### (2) 対象研究開発テーマ

科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標および技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであって、NEDO 技術開発機構が推進している事業と整合性があること。

(3) 審査項目

① 助成事業者として

| 項目    | 審査基準  |
|-------|---|
| 助成事業者 | <ul style="list-style-type: none"><li>・助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。</li><li>・自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。</li><li>・経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。</li></ul> |

②-1 技術評価として（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

| 項目           | 審査基準                                      |
|--------------|---|
| 新規性          | 新規性のある技術であって、目標設定のレベルが相当程度高いこと。           |
| 基となる研究開発の有無  | 提案の実用化開発の基となる研究開発の成果（実験データ等）が明確に示されていること。 |
| 保有特許等による優位性  | 開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。          |
| 技術課題を達成する可能性 | 予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。                |

②-2 技術評価として（次世代戦略技術枠の場合）

| 項目           | 審査基準  |
|--------------|---|
| 新規性          | 新規性のある技術であって、当該開発技術が複数の新たな分野に波及することが期待され、次世代に向けた技術のブレークスルーを目指す実用化技術の形成を図るものであること。 |
| 基となる技術原理の確立  | 提案の実用化開発技術の基となる原理が確立されていること。  |
| 保有特許等による優位性  | 開発技術に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。  |
| 技術課題を達成する可能性 | 予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。  |

③-1 事業化評価として（産業技術枠及び研究開発型ベンチャー枠の場合）

| 項目            | 審査基準  |
|---------------|---|
| 新規市場創出効果      | 当該技術の事業化による新規市場創出効果が大きいものであること。                                 |
| 市場ニーズの把握      | 市場ニーズを具体的に把握（ユーザーとの接触、市場調査等）していると共に、ユーザー評価（サンプル出荷等）計画の実現性が高いこと。 |
| 開発製品・サービスの優位性 | 市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位であること。                       |
| 開発体制          | 単なる研究開発体制ではなく、早期事業化を目指した開発体制であること。                              |
| 製造・販売能力       | 製品の製造・販売手段が確保（自社内外を問わない）できること。                                  |
| 事業化計画の信頼性     | 助成事業終了後 3 年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。                                |

③-2 事業化評価として（次世代戦略技術枠の場合）

| 項目            | 審査基準   |
|---------------|--|
| 新規市場創出効果      | 当該研究成果が広汎な製品・サービスに利用される可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。   |
| 開発製品・サービスの優位性 | 市場ニーズとその将来予測等を踏まえて、将来的に開発する製品・サービスに優位性が高いと考えられるとともに、優位性を持つ製品・サービスのイメージを具体化するための F / S を実施する計画が明確であること。 |
| 開発体制          | 提案の実用化開発を実施するために十分な研究開発体制を有すること。   |
| 事業化計画の信頼性     | 助成事業終了後 5 年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。   |

<助成条件>

① 助成期間

2年間を限度とする。

(注) 次世代戦略技術枠については、延長による開発成果の向上に著しい効果が見込まれる等必要なものについては1年間を限度に延長する場合がある。

② 助成額

年間1億円程度を上限とする。

③ 助成率

1/2以内 (産業技術枠)

2/3以内 (研究開発型ベンチャー枠)

2/3以内 (次世代戦略技術枠)

ただし、いずれの枠においても大学等との共同研究費は定額助成とする。

④ 採択予定件数

継続予定 : 143件

新規採択予定 : 採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

⑤ 本年度事業規模

6,575百万円 (一般; 3,350百万円、石特 (省エネ); 2,294百万円、石特 (代エネ); 912百万円)

事業規模については、変動があり得る。

4.3 これまでの事業実施状況

(1) 実績額推移

(単位:百万円)

|         | H13年度 | H14年度 | H15年度 | H16年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 一般会計    | 965   | (特枠)  | 1,627 | 2,518 |
| 石特(省エネ) | 2,152 | 2,276 | 1,962 | 1,287 |
| 石特(代エネ) | 401   | 717   | 787   | 273   |
| 電特(新発電) | 527   | 490   | 155   |       |
| 合計      | 4,045 | 3,483 | 4,531 | 4,078 |

(2) 応募件数及び採択件数の推移(単位:百万円)

| 分野      | H15年度 |    | H16年度(第1回) |    | H16年度(第2回) |    | H17年度(第1回) |    | H17年度(第2回) |    |
|---------|-------|----|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|
|         | 応募    | 採択 | 応募         | 採択 | 応募         | 採択 | 応募         | 採択 | 応募         | 採択 |
| 一般会計    | 159   | 12 | 109        | 16 | 122        | 20 | 92         | 13 | 99         | 21 |
| 石特(省エネ) | 35    | 9  | 28         | 10 | 19         | 8  | 35         | 13 | 53         | 23 |
| 石特(代エネ) | 21    | 8  | 11         | 2  | 19         | 2  | 21         | 3  | 18         | 4  |
| 電特(新発電) |       |    |            |    |            |    |            |    |            |    |
| 合計      | 215   | 29 | 148        | 28 | 160        | 30 | 148        | 29 | 170        | 48 |

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制 (別紙参照)

5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO技術開発機構ホームページ」で行う他、NEDO技術開発機構のメールマガジン等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始1ヶ月前にNEDO技術開発機構ホームページで行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成17年11月と平成18年3月の2回行う。

(4) 公募期間

約60日間(2ヶ月)とする。

(5) 公募説明会

全国各地の約12ヶ所で経済産業局等と合同で開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

なお、次世代戦略技術実用化開発事業については、対象とする技術の性格からより戦略的かつ高度な審査を必要とするため、特にNEDO内関係部との緊密な連携の下、採択案件の選定を行う。

事前書面審査の実施者は公募時に公表し、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募〆切から採択決定までの審査等の期間

70日間とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO技術開発機構から申請者に通知する。

なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・基準

① 中間評価

| 評価項目               | 評価基準   |
|--------------------|--|
| 助成事業の進捗状況(日程)      | A. 予定よりも速い進捗である<br>B. 予定通りである<br>C. 予定よりも遅く、見直しが必要である                                |
| 開発内容に対する成果         | A. 予定した開発に対し、十分に成果がある<br>B. 予定した開発に対し、成果が認められる<br>C. 成果が出ているとは言い難い                   |
| 開発における問題点の把握と対策    | A. 目標達成に向け次年度の計画は明確である<br>B. 目標達成に向け次年度の計画が一部不明確である<br>C. 目標達成に向け次年度の計画が不明確である       |
| 開発体制について           | A. 開発体制は適切である<br>B. 開発体制が不適切である  |
| 企業化(実用化)における製品イメージ | A. 企業化及び/又は製品イメージに問題はない<br>B. 企業化及び/又は製品イメージにやや問題がある<br>C. 企業化及び/又は製品イメージに大きな問題がある   |
| 市場規模<br>売上予測       | A. 想定している市場規模・売上予測は妥当である<br>B. 想定している市場規模・売上予測は一部妥当性に欠ける<br>C. 想定している市場規模・売上予測は妥当でない |
| 開発計画               | A. 次年度の計画は見直しの必要はない<br>B. 次年度の計画は見直しが必要である   |

② 延長評価

| 評価項目   | 評価基準   |
|--|--|
| 当初の最終目標に対する成果をほぼ達成していること。                        | a: ほぼ達成<br>b: やむを得ない理由がある部分を除きほぼ達成<br>c: 未達成 |
| 市場動向等の当初予測出来なかった外的要因による仕様変更理由および開発課題が明確になっていること。 | a: 明確である<br>b: ある程度明確である<br>c: 不明確           |
| 平成17年度以内にサンプルワークが可能であり、ユーザー評価が得られるスケジュールであること。   | a: 可能である<br>b: ほぼ可能な状態<br>c: 不可能             |
| 明確な事業化計画(研究所と事業部との関わり合い、資金計画等)                   | a: 明確である<br>b: ある程度明確である<br>c: 不明確           |

### ③ 事後評価

| 評価項目                              | 評価結果   |
|-----------------------------------|--|
| ①助成期間に予定していた技術開発                  | A. 予定は十分に達成できている。<br>B. 予定は概ね達成できている。<br>C. 予定は達成できていない。             |
| ②助成期間後の技術課題と対策                    | A. 技術課題、対策とも明確になっている。<br>B. 技術課題は明確になっている。<br>C. 技術課題は明確になっていない。     |
| ③実用化のためのマーケティング                   | A. 市場は明確で、マーケティングも行われている。<br>B. 市場は明確になっている。<br>C. 市場は明確になっていない。     |
| ④実用化のスケジュール                       | A. スケジュールは明確で、実現性も高い。<br>B. スケジュールは明確になっている。<br>C. スケジュールは明確になっていない。 |
| ⑤その他の課題<br>(販売チャネル・生産ノウハウ整備、法規制等) | A. 課題、対策とも明確になっている。<br>B. 課題は明確になっている。<br>C. 課題は明確になっていない。           |
| ⑥実用化意欲                            | A. 実用化に向け意欲的に取り組んでいる。<br>B. 実用化に向けた意欲はある。<br>C. 実用化に向けた意欲は不十分である。    |

## (2) 評価実施時期

### ① 中間評価

中間評価は研究開発開始1年目に行う。

平成18年度は平成17年度第2回採択の47件について実施する予定。

### ② 延長評価

次世代戦略技術枠の実用化開発については、研究開発開始2年目に延長評価を行う。

平成18年度は該当する案件は無いため開催しない。

### ③ 事後評価

平成18年度は平成17年3月終了(25件)及び平成18年6月終了(31件)した助成事業について事後評価を実施する予定。

## 6. その他重要事項

### 6. 1 制度改善

#### (1) 成果の実用化開発支援

実用化開発助成事業の研究成果の展示会を開催し、成果に関心のある企業とのマッチングを図るとともに、市場開拓への取り組みの弱いベンチャー等の技術開発成果の広報・普及活動を促進する等実用化開発支援活動を推進する。

また、NEDOが現場を訪問することにより、助成事業の成果を実用化する上で効果的であると考えられる事業者や、実用化に向けた課題等の把握がNEDOとして今後の実用化開発支援の在り方を検討する上で有意義であると考えられる事業者を中心に終了事業者訪問を実施する。

#### (2) 労務費定率化制度の試行結果の検証

企画調整部主導にて実施している試行制度のあるべき姿について、実施状況の成果等を把握に努め、企画調整部による検証に協力する。



6. 2 継続事業に係る取り扱い

| 採択年度 | 平成16年度<br>第1回採択 | 平成16年度<br>第2回採択 | 平成17年度<br>第1回採択 | 平成17年度<br>第2回採択 | 合 計      |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 継続件数 | 31件             | 32件             | 33件             | 47件             | 143件(予定) |

6. 3 スケジュール

第1回目

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 平成17年11月17日        | 公募開始                 |
| 平成17年11月25日～12月20日 | 公募説明会開催（全国16ヶ所）      |
| 平成18年1月18日         | 公募締切（公募期間2ヶ月間）       |
| 平成18年1月18日～3月28日   | 審査                   |
| 平成18年3月28日         | 契約・助成審査委員会（採択テーマの決定） |
| 平成18年5月1日          | 交付決定・事業開始            |

第2回目（予定）

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 平成18年3月31日     | 公募開始                 |
| 平成18年4月中旬～5月中旬 | 公募説明会開催              |
| 平成18年5月31日     | 公募締切（公募期間2ヶ月間）       |
| 平成18年6月1日～8月8日 | 審査                   |
| 平成18年8月8日      | 契約・助成審査委員会（採択テーマの決定） |
| 平成18年9月1日      | 交付決定・事業開始            |

6. 4 来年度の公募について

第1回の公募を平成18年度中に開始する。

(別紙) 事業スキーム図

